

令和2年 第2回 蕨市教育委員会（定例会） 会議録

招集期日	令和2年2月7日(金)		
場所	蕨市役所 4階 第一委員会室		
開閉の時間	午後1時30分から午後2時55分まで		
議長	松本隆男 教育長		
出席委員	1番 加藤正明 委員	2番 飯野朗子 委員	3番 萩原敏行 委員
	4番 小島奈津子 委員		
議事参与者	教育部長 渡部幸代	教育部次長・学校教育課長 原田卓治	教育総務課長 田中昌継
	生涯学習スポーツ課長 松永祐希	中央公民館長 加納克彦	東公民館長 岡部次男
	図書館長 佐藤昌史	歴史民俗資料館長 佐藤直哉	学校給食センター所長 越正男
	西公民館長 星野尚子	南公民館長 野田智之	北町公民館長 鈴木啓文
	学校教育課指導係長 松永由美子	旭町公民館長(指定管理者) 井田誠	
書記	教育総務課庶務係長 渡邊浩介		

	会 議 事 件 名	議 事
議 事 進 行 状 況	<p>報告1 「声優さんっ ラノベ読んで下さい！」実施報告について</p> <p>報告2 第39回特別展の開催について</p>	<p>開会宣言された後、前回の会議録の承認が行われ、直ちに報告に入る。</p> <p>「声優さんっ ラノベ読んで下さい！」は、第2次蕨市子ども読書活動推進計画に基づき、小学校高学年から中高生までを対象に、その年代に人気の高いライトノベルの読み聞かせを行うことにより、本への関心を高め、その後の読書活動につなげることを目的に、1月25日(土)に開催した。図書館では、乳幼児や小学生を対象とした事業を実施してきたが、それより上の年代向けの事業が不足していたため、今回この事業を企画した。内容については、本図書館で人気のライトノベル4作品の朗読を、男女1名ずつの声優にお願いし、子供たちに楽しんでもらえるよう趣向を凝らした。この事業の参加人数は13名であったが、内容や周知方法等を検討しながら、さまざまな取り組みを通じて子供たちの読書活動を推進していきたいとの報告が、図書館長からなされた。</p> <p>第39回特別展では、「姉/妹 ～土・糸を遊ぶ～」と題して、北九州市を拠点に活動する刺繍作家・中原太美栄さん、蕨市在住の織作家・藤崎仁子さん姉妹による二人展を開催する。中原さんは小さな生き物をテーマに、ワイヤーなどさまざまな材料を使った従来の刺繍の手法にとらわれない作品を、藤崎さんは国内外の土で糸を染める「埴染め」を確立し独自の作品を制作している。今回の特別展では、合わせて約80点を展示・公開する。会期は2月29日(土)から4月29日(水・祝)までで、初日には特別展オープニングコンサートを開催するとの報告が、歴史民俗資料館長からなされた。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、歴史民俗資料館は、3月4日(水)から当分の間、臨時休館としています。(3月16日現在)</p> <p>以上報告の後、教育長より、協議第2号から第6号までと、議案第3号から第8号までについては、議会に関係する案件などであるため、蕨市教育委員会会議規則第14条の規定により、「公開しないもの」としたいとの提案があり、委員から異議なく承認され、本定例会の最後に審議することとなった。</p> <p>また、関連のある議題はまとめて審査したいため、一部順序を変更することとして、議事に入る。</p>

議 事	協議第1号 改訂第3次蕨市生涯学習推進計画 (案)について	改訂第3次蕨市生涯学習推進計画(案)は、12月に報告した市民意識調査の結果を受けて作成したものである。第3次計画の改訂版であるため、全体の構成については大きな変更はないが、県の生涯学習振興行政の状況などを踏まえて修正を行った。主な変更点は、これまでの動向がより分かりやすくなるよう年表の開始年を町制が施行した明治22年としたほか、わらび学校土曜塾の活動状況、錦町スポーツ広場の利用状況について追加した。また、市民意識調査を最新の情報に更新するとともに、基本理念・方針・目標、体系図を掲載する。そのほか、「施策の展開と取り組み」の章では、推進していく524事業について掲載予定で、そのうち重点事業や新規事業などには印をつけて分かりやすいものとした。承認後のスケジュールは、パブリック・コメントを実施し、いただいたご意見を反映させた最終版を、3月の定例教育委員会で、再度ご協議いただく予定であるとの説明が、生涯学習スポーツ課長からなされ、原案どおり異議なく承認された。
進 行 状	議案第1号 第2期蕨市教育振興基本計画の策定 について	第2期蕨市教育振興基本計画については、今年度の定例教育委員会において、4月に策定に向けたスケジュールを、8月に骨子案と施策の体系案を、12月には計画の内容を、報告・協議してきた。前回から追加となった点は、表紙・裏表紙、ご挨拶のほか、巻末に資料編として、計画策定の経緯、用語の説明、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン後期実現計画の施策指標一覧から教育関連ものを抜粋し、掲載することとした。次に、1月6日から26日まで実施したパブリック・コメントでは、学校体育施設の開放について、1件のご意見をいただいた。このご意見に対する考え方を、今後、市ホームページや公民館、図書館で公表する予定である。議決いただいた後、業者に印刷・製本を依頼し、3月末に納品予定であるとの説明が、教育総務課長からなされ、原案どおり異議なく可決された。
況	議案第2号 令和2年度蕨市教育行政の重点施策 について	蕨市教育行政の重点施策は、蕨市教育振興基本計画を着実に進行し、基本理念に掲げる目標を達成するために、各年度において効果的な事業を展開する必要があることから、毎年度策定するものであるとの説明の後、各課・所・館長から主な内容について説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。 【以下、非公開案件についての会議録】

議	協議第 2 号 蕨市私立幼児教育類似施設在園児補助金支給条例の廃止案について	蕨市私立幼児教育類似施設在園児補助金支給条例の廃止案については、幼児教育無償化の開始時に、無償化の対象外となった施設を利用する方の保育料について、当該施設に地域子育て支援センター事業を委託することにより、無償化と同様な負担軽減が図られることとなったことから、本条例を廃止しようとするものであるとの説明が、学校教育課長からなされ、質疑応答の後、原案どおり異議なく承認された。
事	議案第 5 号 蕨市私立幼児教育類似施設在園児補助金支給条例施行規則の廃止について	蕨市私立幼児教育類似施設在園児補助金支給条例施行規則の廃止については、協議第 2 号と同様の理由により、本規則を廃止しようとするものであるとの説明が、学校教育課長からなされ、原案どおり異議なく可決された。
進	議案第 8 号 蕨市各種大会選手宿泊費補助金交付要綱の一部改正について	蕨市各種大会選手宿泊費補助金交付要綱の一部改正については、主に蕨市立中学校の生徒が、県大会より上位の大会に出場する場合の宿泊費を補助する際に、これまで大会前に概算払いをしていたが、大会後に申請・交付できるよう変更しようとするものであるとの説明が、学校教育課長からなされ、原案どおり異議なく可決された。
行	協議第 3 号 市長の権限に属する事務の一部を蕨市教育委員会に委任する規則の一部改正案について	市長の権限に属する事務の一部を蕨市教育委員会に委任する規則の一部改正案については、市長の権限に属する、蕨市各種大会選手宿泊費補助金交付事務を、蕨市教育委員会に委任するために改正しようとするものであるとの説明が、学校教育課長からなされ、原案どおり異議なく承認された。
状 況	協議第 4 号 蕨市外国人園児・児童生徒の保護者に対する補助金交付要綱の一部改正案について	蕨市外国人園児・児童生徒の保護者に対する補助金交付要綱の一部改正案は、令和 2 年 3 月 31 日で失効する本要綱の有効期限を 1 年間延長するとともに、文言修正をしようとするものであるとの説明が、教育総務課長からなされ、質疑応答の後、原案どおり異議なく承認された。 〔質問〕第 2 条第 2 項において、「法に定める義務教育相当年齢の」という文言を削除することにより、対象が広がるなどの影響はあるのでしょうか。 〔回答〕この文言は例規を審査する過程で削除することとなりましたが、対象の学校には高校はありませんので、範囲が広がるなどの影響もありません。

	<p>協議第5号 令和元年度蕨市一般会計補正予算 (第5号)(教育委員会関係)案について</p>	<p>令和元年度蕨市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係)案については、教育総務課長から主な内容について説明がなされ、原案どおり異議なく承認された。</p>
議	<p>協議第6号 令和2年度蕨市一般会計予算(教育委員会関係)案について</p>	<p>令和2年度蕨市一般会計予算(教育委員会関係)案については、各課・所・館長から主な内容について説明がなされ、原案どおり異議なく承認された。</p>
事	<p>議案第3号 蕨市立小・中学校管理規則の一部改正について</p>	<p>蕨市立小・中学校管理規則の一部改正については、蕨市立小・中学校の事務の共同実施が行えるよう、学校事務共同実施組織に関する条文を加えるものであるとの説明が、学校教育課長からなされ、原案どおり異議なく可決された。</p>
進	<p>議案第6号 蕨市立小・中学校事務の共同実施要綱の制定について</p>	<p>蕨市立小・中学校事務の共同実施要綱については、蕨市立小・中学校における学校経営の一層の充実や学校事務の効率化・効果的な処理及び事務職員の資質の向上を図ろうと、学校事務の共同実施を行うために制定するものである。内容としては、旅費や諸手当が適切に処理されているかの相互チェック、業務の進め方や職員としての資質向上のための研修を計画的に実施していく予定であるとの説明が、学校教育課長からなされ、質疑応答の後、原案どおり異議なく可決された。</p>
行		<p>[質問] 相互チェックについて、ある学校での処理を別の学校がチェックするということがあれば、事務の負担が増えてしまうのではないのでしょうか。</p>
状		<p>[回答] 確認作業がおろそかになり事務に誤りが生じた場合、正しく処理をし直すに当たって、より多くの時間を費やすこととなります。そうしたことを未然に防止する策として、大きなメリットがあると考えています。</p>
況		<p>[質問] 事務についての監査のようなものはないのでしょうか。</p> <p>[回答] 県による監査が3年に一度行われます。そこで誤りが見つかった場合、最長で3年間遡っての作業が必要になりますので、大きな問題事案の発生を防ぐ意味でも、効果があると考えております。</p>
		<p>[質問] 管理職でなく、別の学校の事務職員がチェックする意義は大きいのでしょうか。</p> <p>[回答] 管理職に判断することが難しい、細かい判断を要する事務もあるため、事務職</p>

議 事 進 行 状 況	<p>議案第4号 蕨市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第7号 地方公務員法の一部改正に伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱について</p>	<p>員同士の確認が適していることに加え、情報共有や資質向上にもつながります。</p> <p>蕨市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正は、民法の一部改正に伴い、公務災害補償の内容についての文言を一部改めるもので、公務災害補償の権利が始まる起点の定義を明示するとの説明が、学校教育課長からなされ、質疑応答の後、原案どおり異議なく可決された。</p> <p>[意見] 新旧対照表について、条文と異なり、様式における修正点には下線が引かれていないため、どこが変更になったのか分かりにくいように思います。</p> <p>[回答] 今回の例規に関する資料はシステムで作成しており、新旧対照表は、改正文とともに自動作成されるものですが、今後は、できる限り分かりやすいように工夫したいと考えております。</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」及び「会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」との整合を図るために、「蕨市さわやか相談員設置要綱」「蕨市臨時教員設置要綱」「蕨市外国語指導助手設置要綱」「蕨市スクールソーシャルワーカー設置要綱」の各要綱の一部を改正するものであるとの説明が、学校教育課長からなされ、質疑応答の後、原案どおり異議なく可決された。</p> <p>[質問] 守秘義務や解職についてなど、一部の条文を削除する理由を教えてください。</p> <p>[回答] 上位法等に規定されているため、今回の改正に当たり、併せて削除しようと考えております。</p>
----------------------------	--	--

